## 改定指針の内容と本県の対応方針

	併設施設の例示	改定指針の必要駐車台数の考え方	本県の対応方針	
a.併設施設の利用者を小売店舗 利用者とは独立して考えられる 場合	オフィス、マンション	施設毎にある程度利用者が特定されるため、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要駐車台数を算出する。	改定指針と同様の対応	
b.併設施設が小売店舗の集客に 影響を与える蓋然性を有する併 設施設の場合	飲食店、銀行 ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、	(1)当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された必要駐車台数」の内数として	(1)飲食店、銀行 ATM、クリーニン グ等の 別用者が小売店舗とお おむね一致すると想定される施	改定指針と同様の対応
	温浴施設	考える。 (2)当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えた場合には、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。	設」の場合(注) (2)映画館、ボーリング場、フィット ネスクラブ、温浴施設等の 併設 施設のみへの来客の割合が大 きい施設」の場合(注)	当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合 併設施設について個別に算出した台数に小売店舗の台数を加えたものを施設全体の台数とする。
		併設施設の割合 指針値との比率式 (X 併設施設の割合%) 20~50% 0.010 X + 0.80 50~80% 0.008 X + 0.90 80%~ 0.002 X + 1.38		当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えた場合 (ア)改定指針の比率式による算出台数と(イ)併設施設について個別に算出した台数+小売店舗の台数の2つを算出し、(ア)(イ)のうち大きい値を施設全体の台数とする。
c.小売店舗以上の集客力を有す る併設施設と一体となっている 場合	小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合	主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を判断する。	改定指針と同様の対応	

<sup>(</sup>注)本県の対応方針中に記載した併設施設はあくまで一般的例示であり、(1)と(2)のいずれに該当するかについては、規模や設置形態などから、個々の施設ごとに個別に判断します。